

喜茂別町情報公開条例(平成 11 年喜茂別町条例第 8 号)第 20 条及び喜茂別町個人情報保護条例(平成 11 年喜茂別町条例第 9 号)第 28 条の規定により、平成 26 年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

1 公文書開示請求の決定状況

開示請求件数	請求に対する決定等			
	公開	一部公開	非公開	取下げ
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

2 個人情報開示請求の決定状況

開示請求件数	請求に対する決定等			
	公開	一部公開	非公開	取下げ
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

3 異議申立ての状況

異議申立て 件数(諮問)	異議申立てに対する決定等					審査会 開催数	審査会 答申
	棄却	認容	一部 認容	却下	取下げ		
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

【参考】

情報公開制度とは？

情報公開制度とは、町政に対する理解と関心を深めてもらうため、町民の皆さんが「知りたい、見たい」と思う町政に関する情報が記録された文書の公開を請求できる「情報公開請求権」を保証する制度です。また、この制度では、町民に対する説明責任を全うするために、皆さんからの請求に対して町は原則公開することが義務付けられています。

個人情報保護制度とは？

個人情報保護制度とは、本町が保有する個人情報の取扱いを適正なものとするための必要なルールを定めることによって、個人の権利・利益の保護を図る制度です。またこの制度により、自分の情報見たり、その誤りの訂正を求めたりすることができます。